

みんなで守り育てる！ 海・山・川と歴史がつながる「むなかたの景観」 景観計画・景観条例がスタートします



むなかた景観写真コンテスト写真展での展示パネル

これは、平成24年2月に開催した、むなかた景観写真コンテスト写真展の来場者の感想の一部です。同コンテストを通じて、本市の景観が人々にもたらす力の大きさを再認識することができました。いつの時代にも、このような力を感じてもらえるようなまちにしたいと考えています。市では、これまで受け継がれてきた本市の景観を、宝として、誇りとして、いつまでも大切に残していくために、景観計画と景観条例を策定・制定しました。

問い合わせ先 都市計画課 ☎(36) 1484

「宗像に生まれ育って、誇りに思えました」
「宗像の宝を発見したような思いで観させて
いただきました」
「素晴らしい『ふるさと』
に感謝。大切に残したい」



景観計画とは

景観計画は平成16年にできた景観法に基づく計画で、既に全国で約400の自治体で策定されています。県内も福津市を含めて12の自治体で策定されています。

景観計画では、各自治体にとっての良好な景観の形成のために必要な、建築物や工作物などの外観に関するルールをつくることが出来ます。例えば、景観計画が施行された後、一定規模以上の建築物を新築したり、外壁の色を塗り替えたりするときに、周囲の景観に配慮した形状や色彩、高さになっているかどうかを、市がチェックします。

このようなルールを設けることで、本市の宝である歴史的景観や自然景観が生かされ、私たちの

景観計画の概要

日常生活や経済活動に癒やしや潤い、活力がもたらされると考えています。そしてそれは、わがまちに対する愛着や誇りとなつて将来へと引き継がれていきます。

景観計画の対象区域

景観計画の対象は市全域です。ただし、大きく2つの区域(景観重点区域、景観形成一般区域)に分類し、それぞれでルールの内容が異なります。

景観重点区域

島部全てと玄海地域

景観形成一般区域

景観重点区域を除く区域です。

準景観地区

大島地域です。大島は沖ノ島と本土を結ぶ軸線上にあり、景観重点区域の中でも特に重要な位置に存在し、都市計画区域外でもあり、都市計画区域外でもあり、より積極的に良好な

景観を保全していくために指定するものです。

視点場

ある景観を眺める立ち位置のことです。今回の景観計画では、①大島御嶽山展望台、②沖津宮遙拝所、③辺津宮高宮祭場、④県道69号など(亀石橋く神湊渡船ターミナル間)、⑤渡船航路(神湊く大島間)の5カ所です。

景観形成のルールの適用を受ける行為と規模

10月1日(水)以降に、建築物の建築や工作物の建設、開発行為などの行為をする場合、その場所や種類、規模に応じてルールが適用されます。

景観形成のルール

景観重点区域

Ⅰ・Ⅱの場合
(例) 屋根は切り妻、入母屋、寄棟などの勾配屋根とする。
外壁は板張、しっくい、土壁などの自然素材や伝統素材を推奨。
建築物の高さは、景観重点区域Ⅰは10以下、景観重点区域Ⅱは13以下とする。

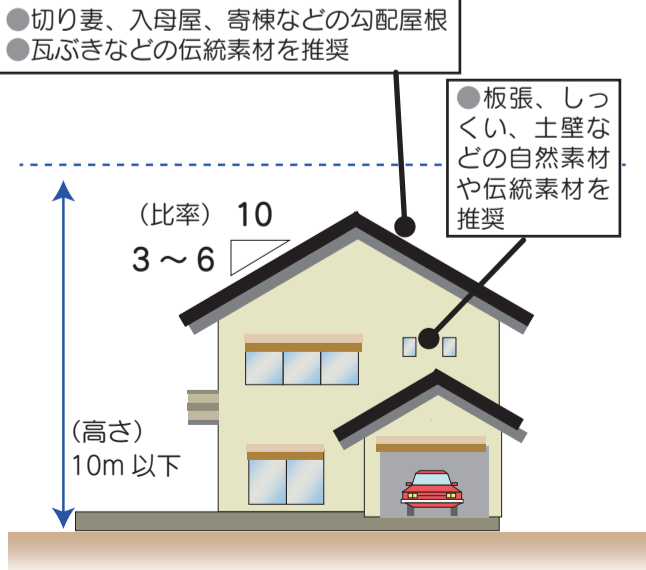
景観形成

一般区域の場合

(例) 建築物は、歴史的風土

や周辺の景観と調和した色彩、全体的にまとまりのある外観とし、連続性のある景観の創出に配慮する

景観重点区域Ⅰ内の建築物のイメージ



届出(申請)の流れ

10月1日以降に実施する建築物の建築や工作物の建設・開発行為などで景観計画(景観条例)に定めるものについては、届出(申請)の対象となりますので、早めに相談してください。



*詳細は市HP <http://www.city.munakata.jp> 「市内にお住まいの方」→「くらしと生活環境」→「都市づくり」→「お知らせ」で確認か、都市計画課に問い合わせを